

## 令和3年度 安全互助会の概要について

PTA活動のすべては「子どもの幸せ」を目標に実践しています。子どもたちもまた、親が健康で無事故であることを願っています。

山口県PTA連合会では、PTA活動中のケガや賠償事故（奉仕作業中に自動車にキズをつけたり体育館のガラスを割ったり等、他人に損害を与えた時）の補償対策として、「安全互助会」を運営しているところでございます。日本国内においてPTAが主催もしくは

共催する行事に参加する保護者・教職員・児童生徒に加えて、PTA活動への参加が事前にPTAより認められている方（見守り隊の方など）、更にPTA会員の同居の親族（祖父母、兄弟姉妹など）も補償の対象となるなど幅広い補償範囲がPTA活動の安心と安全に寄与しているものとなっております。

万一、事故が発生した場合には、各学校のPTA事務局を通じて山口県PTA連合会に書類をご提出下さい。

### 【令和2年度より追加された補償】

#### ●提供飲食物危険補償

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償を補償



#### ●法律相談・クレーム対応費用補償

PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償



### ★ 補償概要 ★

**会費（1世帯あたり）： 115円**

	種類	保険金額	日数および要件
(熱中症・細菌性食中毒補償を含む) 傷害	通院	1日 2,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の90日間が限度
	入院	1日 3,000円	事故の日からその日を含めて180日以内が限度
	手術 (入院の有無によって)	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円	事故によるケガの治療の為、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。
	後遺障害	8万円～200万円	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になられた時、障害の程度に応じて死亡保険金額200万円の4%～100%
	死亡	2,000,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
	固定具使用	骨折等の為、所定の部位に固定具（ギブス等）を使用の場合、入・通院と重複しない日数を通院保険金と同額でお支払いします。（90日が限度）	
賠償 (提供飲食物危険補償を含む)	賠償 (身体)	1回の事故につき1名につき5,000万円 1事故3億円を限度としてお支払いします。（自己負担額1,000円）	
	賠償 (財物)	1回の事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。（自己負担額1,000円）	
	賠償 (保管物)	1回の事故につき10万円限度 保険期間中の限度額を500万円としてお支払いします。（自己負担額5,000円）	

※傷害事故は行事参加の往復途上も補償されますが、賠償事故は行事参加中のみが補償の対象となりますのでご注意ください。